

特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 27 日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

岩手県公安委員会規則第 19 号

特例施設占有者の指定等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成 19 年政令第 21 号。以下「令」という。）及び遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「施行規則」という。）を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(特例施設占有者の指定)

第 2 条 公安委員会は、令第 5 条第 5 号の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは、指定通知書（様式第 1 号）により、施行規則第 28 条第 1 項の申請をした者（以下「申請者」という。）にその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（様式第 2 号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(指定の取消し)

第 3 条 公安委員会は、施行規則第 30 条第 1 項の規定による指定の取消しをしたときは、指定取消通知書（様式第 3 号）により、取消しの相手方にその旨を通知するものとする。

(報告等の要求)

第 4 条 法第 25 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（様式第 4 号）により行うものとする。

(指示)

第 5 条 法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定による指示は、指示書（様式第 5 号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 10 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

指定通知書	
第	号
年	日
様	
岩手県公安委員会 印	
年 月 日付で申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知します。	
記	
施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）	

様式第2号(第2条関係)

不指定通知書

第 号  
年 月 日

様

岩手県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

2 理由

1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会(岩手県警察本部会計課経由)に対して書面をもって異議申立てをすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)

教 示 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として(訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

岩手県公安委員会 印

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 取消年月日

年 月 日

3 理由

1 この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会（岩手県警察本部会計課経由）に対して書面をもって異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

教  
示

報告等要求書	
	第 号 年 月 日
様	
	岩手県公安委員会 印
遺失物法	報 告
第25条第1項	の規定に基づき、下記のとおり 資 料 の 提 出 を 求 め ます。
第25条第2項	保管物件の提示
	記
1	施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）
2	報告を求める事項
3	提出を求める資料
4	提示を求める保管物件

(A4)

指示書	
	第 号 年 月 日
様	

遺失物法 第 26 条第 1 項 の規定に基づき、下記のとおり指示します。  
 第 26 条第 2 項

記

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
  
- 2 指示事項
  
- 3 指示をする理由

教 示	<p>1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、岩手県公安委員会（岩手県警察本部会計課経由）に対して書面をもって異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
--------	--